

地方	本州		北區		本州		中區		本州		被救助人員	受賞救助人員					
	神奈川	千葉	茨城	靜岡	三重	滋賀	福井	石川	富山	新潟			福島	山形	秋田	岩手	青森
明治三十年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
明治三十四年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
明治三十五年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
明治三十六年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					

第三二九 海技免狀受有者

明治三十六年

種別	甲種		乙種		丙種		種別	年未現在人員	同上ノ内本年中受有者	種別	年未現在人員	同上ノ内本年中受有者
	船長	一等運轉士	船長	一等運轉士	船長	二等運轉士						
計	452	226	362	577	71	954	同	352	80	40	29	
計	1007	339	1007	1007	1007	1007	同	1007	1007	1007	1007	
計	1007	339	1007	1007	1007	1007	同	1007	1007	1007	1007	
計	1007	339	1007	1007	1007	1007	同	1007	1007	1007	1007	

海技免狀ハ明治二十九年四月法律第六十八號船舶職員法ノ規定ニ據リ授與セララル、モ
 ノナリ但シ本法施行以前ニ授與セラレタル舊免狀ハ相當ノ新免狀ト交換セラレタルモ
 ノトス即チ本表明治三十一年ニ於ケル同上ノ内本年中受有者ノ著シク多キハ此結果ナ
 リ
 本表海技免狀ノ内甲種及機關長一二等機關士ハ遠洋航船乗組員ニシテ其他ハ近海航沿
 海航平水航船乗組員ナリ然レトモ近海航船ニテモ五百噸以上ノ船舶ニハ遠洋航船ト同
 一ノ免狀受有者ヲ以テ乗組員トス

第三三〇 内國人海技免狀受有者

明治三十六年十二月三十一日